

第4章 学年、学期及び休業日

第16条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 学年を分けて次の2期とする。ただし、前学期の終了日、後学期の開始日は、学年暦編成上の必要により変更することがある。

前学期 4月1日に始まり9月30日に終わる。

後学期 10月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本大学創立記念日5月15日
- (4) 春季休業 3月21日から3月31日まで
- (5) 夏季休業 7月11日から9月10日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- (7) 前各号に掲げるもののほか、学長が指定する日

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、同項の休業日を授業日に変更することができる。